

相続税の納付方法

「物納制度」について

平成 27 年より、相続税の基礎控除の大幅減額により「相続税対策」の話題が新聞・雑誌の紙面で頻繁に見かけます。そこで相続税の納付方法についてまとめてみました。

【相続税の納付方法】

相続税の納付方法には「金銭一括納付」「延納」「物納」の 3 つの方法があります。

(1) 金銭一括納付

相続開始から 10 ヶ月以内に金銭で一括納付することが原則です。

(2) 延納

税額が 10 万円以上で金銭一括納付が困難な場合に限って、その一括納付が困難である金額について 5 年から 20 年の分割納付が認められます。この場合には、担保の提供が義務付けられています。

(3) 物納

「金銭一括納付」・「延納」によっても納付することが困難な場合に限って、その納付が困難な金額について一定の相続財産で納付する「物納」ができます。

【物納制度の内容】

① 物納の要件

相続税を納付期限までに金銭で一括納付することができないこと、かつ、「延納」による分割納付をすることも困難な場合に限って「物納」が認められます。

② 物納に充てることのできる財産

相続により取得した次の財産で次の順位で物納財産が選定されます。

第 1 順位・・・国債・地方債・**不動産**・船舶

第 2 順位・・・社債・株式・証券投資信託・貸付信託の受益証券

第 3 順位・・・動産

※物納財産として適格財産であることが条件です。

③ 収納価額

収納価額は、「相続税評価額」です。土地で物納する場合には、「路線価」により評価した価額で納付することになります。 売買時価ではありません。

④ 譲渡所得との関係

相続税の納付の為に、不動産を譲渡した場合には、所得税・住民税が課税されますが（取得費加算の特例あり NO442 参照）、物納の場合には、譲渡による所得税・住民税は、非課税になるメリットがあります。

⑤ 手続き

「物納申請書」「金銭納付を困難とする理由書」「地積測量図」「境界線に関する確認書」などの提出など、手続的には面倒な点が多いことがデメリットです。

※「物納」・「売却納付」は、売却見込み額などを考慮して検討する必要があります